

## 第 181 回入札監理小委員会 議事要旨

---

1 開催日時 平成 23 年 9 月 13 日（火） 17 : 42 ~ 19 : 50

2 場所 永田町合同庁舎第 1 共用会議室

3 出席者

〔委員〕 樫谷主査、渡邊副主査、石村専門委員

〔（独）国立美術館〕 東京国立近代美術館 石垣運営管理部長、小山運営管理部  
室長、西田フィルムセンター事務室長、岡運営管理部係長、

〔（独）水産総合研究センター〕 本部総務部 契約課 加治屋課長、越田契約第  
一係長、中央水産研究所 業務推進部業務管理課 日向課長、鈴木施  
設係長

〔（独）水産大学校〕 総務部庶務課 後藤課長、総務部経理課 萬課長、升本施設  
管理役、末富契約係長

〔（独）日本貿易振興機構〕 アジア経済研究所図書館 井村館長、資料企画課 村  
井課長、企画部企画課 小谷課長代理

〔法務省〕 民事局 小野瀬課長、藤田局付、二宮民事監査官、宮城課長補佐、三  
浦係長

〔事務局〕 栗田参事官、後藤参事官

（議題）

### 1. 実施要項（案）の審議（公開）

- ・ 東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務（（独）国立美術館）
- ・ 中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務（（独）水産総合研究セン  
ター）
- ・ 水産大学校施設の管理・運営業務（（独）水産大学校）
- ・ アジア経済研究所図書館運営業務（（独）日本貿易振興機構）

### 2. 登記簿等の公開に関する事務について（非公開）

- ・ 委託業務の一部停止等に係る報告について（法務省）

---

（公開部分は議事録を参照）

1. 小委員会の冒頭、樫谷主査より、「登記簿等の公開に関する事務について」  
のヒアリングをするに当たり、受託事業者の今後の取組み計画・実施体制に  
ついての情報が含まれており、これが公になると当該企業の競走上の地位を  
害する恐れ等があることから、会議は非公開とし、後日、議事要旨を公開す  
る旨の発言があり、各委員・専門委員から了承を得た。

2. 法務省民事局より、受託事業者に対する2回の委託業務の一部停止命令及び改善指示に係る履行状況について報告があり、意見交換が行われた。

【履行状況】

- ・ ATGcompany 株式会社及びアイエーカンパニー合資会社の2社に対し、1回目の一部停止命令（5月16日～7月15日）及び改善指示を出した。指示の内容は、①コンプライアンスに係る研修を実施すること、②新たなコンプライアンス体制を構築すること、③コンプライアンスに係る取組計画を策定した上で、実践・報告を行うことであった。
- ・ 研修については両社とも指示どおり履行されたものの、残る二つの取組が不十分であったため、2回目の一部停止命令（7月19日～9月16日）及び再度の改善指示を出した。
- ・ 8月26日に両社から履行状況について報告書が提出され、内容としては、コンプライアンス監査法人からも「適性」という評価を得られており、法務省としても改善指示どおり履行がなされたと判断したため、委託業務を再開させることとした。

【意見交換の主な内容】

- ・ 今回結果的には解除には至らず、コンプライアンスに係る研修の実施、体制の構築、取組の策定ということを求めたわけだが、同じことが起きないように、今後の取組状況をどのようにフォローしていくのか。
  - ・ 次回の実施要項策定に当たっては、どのような改善策が考えられるのか。
  - ・ 改善指示を2回も出さざるを得なかったのは、2社が改善指示を履行するための期間が足りなかったのか、それとも、指示自体を2社が甘く見ていたのか。
3. 法務省においては、定期的に取り組状況をフォローしていくこととし、入札監理小委員会においても、今回のことを念頭に置いた上で、次回の実施要項を審議するものとされた。

以上